

あきる野市弓道連盟 細則

令和 7 年 3 月 1 5 日一部改訂

1, 休会員の取扱

年度期間は 4 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日までとし、年会費納付期限は新年度前の 3 月 1 5 日とする。年会費の未納者の扱いは次の通りとする。

- (1) 年会費未納の会員は、2 年間に限りを休会員扱いとする。
- (2) 休会員が会員に復する時は、復する月からの月割の年会費を納付する。
- (3) 年会費納付案内は休会員にも行う。
- (4) 休会員については、規約の第 1 2 条【慶弔・表彰】、および第 2 項（慶弔）を適用しない。

2, 会長選挙

- (1) 会長の選挙担当者は、会長、副会長、会計とする。
- (2) 投票用紙は、会長の任期が切れる前年の 4 月 1 日時点の正会員（ジュニア会員は除く）に対して、投票期限を明記し、1 月末迄に配布する
投票用紙の配布は、弓道場に投票用紙を置き正会員が各自持ち帰るようにする。
一定期間が過ぎても持ち帰らない一般会員には、投票用紙を郵送する方法とする。
投票用紙を郵送する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封する。
- (3) 投票方法
投票は、無記名投票とし、被選挙人名の記載欄に○印で指名する方法とする。
正会員は、投票期限までに弓道場の金庫ロッカーに投票用紙を投函するか、返信用封筒で投票用紙を郵送する。
投票期限を過ぎている投票用紙は無効とする。
- (4) 投票の開票
投票の開票は、理事会にて開票し、最多得票の被選挙人を会長の第一候補とする。
最多得票人が複数いる場合は理事会にて決選投票を行い、順位を決定し、選挙結果を弓道場に掲示する。
- (5) 会長指名方法
選挙担当者は、得票数の多い順に会長就任の意思を確認し会長として指名する。

3, 相談役

規約第 9 条に規定する相談役は、理事会の指名により置くことができる。

4, 規約第 12 条【慶弔・表彰】以外の慶弔

- (1) 昇段祝：毎年 1 月から 12 月までの昇段者を対象に、翌年の新年射会において祝射を行う。
- (2) 昇格祝：昇格者の意向を尊重した慶事を行う。
- (3) 米寿祝：対象者の意向を尊重した慶事を行う。
- (4) 追悼射会：別途理事会で審議決定し、弔事を行う。

5、派遣費

本連盟を代表して参加する下記の大会、及び講習会には、交通費、弁当代、加盟費、参加費を支給する。

- ① 都民大会、
- ② 市町村大会、
- ③ 支部対抗戦
- ④ 都民生涯スポーツ大会
- ⑤ 多摩地区大会
- ⑥ 伝達講習会、指導者講習会（但し、連盟を代表して参加の場合に限る）

（１）交通費

開催場所に応じて参加者に交通費を支給する。

（開催場所）	（支給額）
a 東京武道館	: 2,200 円
b 明治神宮至誠館	: 1,500 円
c 府中市総合体育館	: 1,100 円
d 小金井公園弓道場	: 1,300 円
e 町田市総合体育館	: 1,400 円
f 昭島市総合スポーツセンター	: 300 円
g その他の開催会場	: 秋川駅を起点として大会の開催場所に最も近い駅までの 実費を支給する

（２）弁当代

本連盟を代表して参加する監督・選手、補欠に弁当代として1,000円を支給する。

但し、大会、講習会の参加費に弁当代が含まれている場合は支給しない。

青梅線沿線大会が、あきる野市秋川体育館弓道場で開催の場合、弁当は現物を支給する。

（３）加盟費・参加費

本連盟が参加する各大会の開催要領に明記された加盟費または、団体、個人の参加費を支給する。

6、初心者教室

初心者教室は、会員数増員を目的に適切な時期に開催する。

初心者教室は、初心者教室担当者を選任し開催する。

- （１）教室開催方法（昼、夜の２部制、もしくは昼、夜どちらか等）を決定し、あきる野市広報への掲載手続きを行う。
- （２）参加状況により弓道場使用方法を決定する。
- （３）初心者教室の対象は高校生以上とし、体力がなく弓を引けない人は対象から外す。
- （４）初心者教室終了後、継続指導を希望する人がいた場合、本連盟の指導日に指導する。

7、交際費

他の団体、または会員以外の個人に対して、本連盟を代表して出席・参加する場合、理事会において審議決定し下記の交際費を支給する。

- (1) 他の団体から本連盟に対して招待された祝賀会等の参加費。
- (2) 本連盟の加盟団体（規約第 14 条の NPO 法人あきる野市体育協会、東京都弓道連盟第三地区）の役員が死亡した場合の香典。

8、師範・外部講師謝礼

本連盟の師範、外部講師には、下記の謝礼を支給する。

講習会の謝礼 : 10,000 円

9、賞品代

本連盟の下記の射会には、賞品代を支給する。

- (1) 50 射会 : 500 円位／人×参加人数
- (2) 招待射会 : 20,000 円位
- (3) 納射会 : 1,000 円位／人×参加人数
- (4) 新年射会 : 10,000 円位
- (5) 月例会 : 3,000 円位

10、弓道場使用ルール

- (1) 段位の無い人は、危険防止の観点から一人での弓道場使用は不可とする。
- (2) 段位の無い人が個人練習する場合は、弐段以上の有段者を同伴する。
- (3) グループで弓道場を団体利用する場合は、グループの中に参段以上の有段者を含むこと。

11、その他

- (1) 本連盟の下記の事業への参加者には、昼を跨いで4時間以上参加する場合、弁当（1,000 円位）を現物支給する。
 - ① 年末大掃除および道場整備・塚整備
 - ② 50 射会
 - ③ あきる野市総合スポーツ祭弓道大会
 - ④ あきる野市体育の日弓道体験教室
- (2) 本連盟の加盟団体（規約第 14 条の東京都弓道連盟第三地区）の下記の会議に出席した場合、秋川駅を起点として、会議の開催場所に最も近い駅までの交通費の実費を支給する。
 - ① 支部長会議
 - ② 理事・評議員会議
 - ③ 事務局会議